

国民年金

- 20 歳以上 60 歳未満で国内に住所のある方は、国民年金に加入する必要があります。
- 第 1 号被保険者：自営業者、農林漁業従事者、学生、無職の方など
 - 第 2 号被保険者：会社員・公務員
 - 第 3 号被保険者：第 2 号被保険者に扶養されている配偶者

このようなときには手続きを

*本人確認書類が必要です。32 ページをご覧ください。

このようなとき	手続き内容	必要なもの
20 歳になったとき	厚生年金や共済年金に加入していない場合、国民年金に加入（手続不要）	
会社（第 2 号被保険者）などを退職したとき★	国民年金（第 1 号被保険者）への加入手続き	・年金手帳又はマイナンバーが分かるもの ・健康保険資格喪失連絡票、離職票、退職証明書など
配偶者（第 2 号被保険者）の扶養からはずれたとき 配偶者（第 2 号被保険者）が退職したとき 配偶者（第 2 号被保険者）が 65 歳に達したとき★	第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の手続き	・年金手帳又はマイナンバーが分かるもの ・健康保険資格喪失連絡票、離職票、退職証明書など
第 1 号被保険者が年金手帳、基礎年金番号通知書を紛失したとき	基礎年金番号通知書再交付申請 *後日年金事務所から送付されます。	
国民年金保険料を納めるのが困難なとき★	免除・納付猶予申請 又は学生納付特例申請	・年金手帳又はマイナンバーが分かるもの ・離職票、雇用保険受給資格者証など（失業した場合） ・学生証又は在学証明書（学生の場合）
国民年金を請求したいとき	税務窓口課にご相談ください。	
国民年金被保険者又は受給者が死亡したとき		
国民年金に関する相談がしたいとき		

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから手続きが可能です（★印）。

国民年金基金

国民年金基金は、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せするために、第 1 号被保険者が任意で加入する公的な個人年金です。掛金は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税が軽減されるなどのメリットがあります。

また、60 歳以上 65 歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も加入できます。

※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

詳細は、全国国民年金基金首都圏支部 TEL 0120 ― 65 ― 4192 までお問い合わせください。

国民健康保険

国民健康保険は、突然の病気やけがの医療費負担を軽くする助け合いの制度です。次の場合を除くすべての方が国民健康保険に加入しなければなりません。

- 1. 職場の社会保険などに加入している方とその扶養家族
- 2. 生活保護を受けている方
- 3. その他公的扶助を受けている方
- 4. 後期高齢者医療制度に加入している方

このようなときには14日以内に届出を

＊本人確認書類が必要です。32 ページをご覧ください。

	このようなとき	必要なもの
加 入	職場の健康保険をやめた	退職証明書、資格喪失証明書など
	町外から転入した	
	子どもが生まれた	マイナ保険証又は国民健康保険資格確認書
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
脱 退	職場の健康保険に入った又は被扶養者になった	マイナ保険証又は国民健康保険資格確認書、新しい資格確認書又は資格取得証明書など
	町外へ転出するとき	マイナ保険証又は国民健康保険資格確認書
	死亡したとき	マイナ保険証又は国民健康保険資格確認書
	生活保護を受けることになった	マイナ保険証又は国民健康保険資格確認書、保護開始決定通知書
変 更	住所・世帯主、氏名などが変わった	国民健康保険資格確認書
その他	資格確認書をなくした	
	限度額適用認定証を申請するとき	マイナ保険証又は国民健康保険資格確認書
	特定疾病療養受領証を申請するとき	マイナ保険証又は国民健康保険資格確認書、申請書(医師の証明を受けたもの)
	子どもが就学のため他の市町村へ転出するとき	マイナ保険証又は国民健康保険資格確認書、在学証明書



保険税

加入者の所得と人数に応じて世帯単位で算定し、世帯主に請求します。
40 歳以上 65 歳未満の方は、介護保険第 2 号保険料 (介護納付金分) が加算されます。

保険税の納め方

国民健康保険の決定通知書は、6 月に発送します。原則として 6 月から翌年 3 月までの 10 期で納めていただきます。

●特別徴収

年金を年額 18 万円以上受給されている世帯主の方 (65 歳以上 74 歳までの被保険者のみの世帯の場合) は、原則として世帯主の年金から天引きされます。ただし、国民健康保険税と介護保険料の合計金額が年金受給額の 1/2 を超える場合は年金から天引きされず、普通徴収になります。

●普通徴収

口座振替又は納付書による納付があります。口座振替の手続きは 36 ページをご覧ください。

給付が受けられるとき

	こんなとき	受けられる給付	必要なもの
療養費	コルセットなど医師が必要と認めた治療用の装具を作ったとき	加入者が医療費の全額を負担した後申請をし、審査の結果承認されると、自己負担分を除いた額が払い戻されます。 ※申請から支給には 3～4 か月程度かかります。	医師の意見書、領収書、マイナ保険証又は資格確認書、振込先口座がわかるもの
	医師の同意のもと、針、灸、マッサージを受けたとき		医師の同意書、領収書、マイナ保険証又は資格確認書、振込先口座がわかるもの
	移送費 (入院や転院など)		医師の意見書、領収書、マイナ保険証又は資格確認書、振込先口座がわかるもの
	マイナ保険証又は資格確認書を使って診療を受けることができなかったとき		診療報酬明細書、領収書、マイナ保険証又は資格確認書、振込先口座がわかるもの
高額療養費	入院などで高額な医療費を支払ったとき	同一の診療月において、医療機関などで支払った一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた場合にその超えた額が支給されます。(自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。また入院時の差額ベッド代、食事代などは保険給付の対象になりません。)	はじめて高額療養費の支給対象となる方には、医療機関などにかかってから 2～3 か月後に世帯主あてに申請書を送付しますので手続きをしてください。 送られた申請書、振込先口座がわかるもの
出産育児一時金	加入者が出産したとき	50 万円が支給されます。(医療機関が直接支払制度に加入している場合は、原則として国保から医療機関へ直接支払います。)	出産費用が 50 万円を下回り差額が生じた場合などは、手続きが必要です。詳細は保険健康課へお問い合わせください。
葬祭費	加入者が死亡したとき	葬祭を行った方 (喪主) へ 5 万円が支給されます。	死亡された方の資格確認書、会葬礼状など (喪主が確認できるもの)、喪主の振込口座がわかるもの

限度額適用認定証

手術や入院などにより医療費の負担が高額になりそう
なときは、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け
ると窓口での負担が自己負担限度額までとなります。
マイナ保険証を利用している方は、自動的に適用され
るため、申請は不要です。

特定疾病療養受療症

長期間にわたって高額な治療を必要とする特定疾病の
方は、あらかじめ「特定疾病療養受療証」の交付を受け
ると、特定疾病における1か月の自己負担限度額が、医
療機関ごとに1万円又は2万円のいずれかになります。

高齢者受給者の負担割合

国民健康保険に加入している70歳以上の方の自己負
担は、収入状況に応じて2割又は3割となります。負担
割合は、「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」で確
認できます。
なお、高齢受給者の適用は、満70歳の誕生日の翌
日（1日生まれの方は誕生日月）からになります。誕生日
月（1日生まれの方は前月）の末日までにマイナ保険証の
利用状況に応じて「資格情報のお知らせ」又は「資格確認
書」を郵送します。

交通事故などにあったら

交通事故など、加害者（第三者）から傷害を受けたとき
の治療は、加害者が損害賠償金として負担することが原
則です。「第三者行為による傷病届」を提出することによ
りマイナ保険証等を使用し治療を受けることができます。
この場合、町が治療費を立て替え、加害者に請求するこ
とになります。
ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ま
せたりするとマイナ保険証等が使えないことがあります。
マイナ保険証等を使用するときは、必ず届出をしてくださ
い。また、警察の事故証明書などにも必要になりますので、
早めに相談してください。



特定健康診査・特定保健指導

医療保険（国民健康保険や社会保険など）に加入して
いる40歳から74歳の方を対象として、メタボリックシ
ンドローム（内臓脂肪症候群）の発見と予防に的を絞った
「特定健診・特定保健指導」です。

- 対象者
国民健康保険に加入している40歳から74歳の被保険
者で、かつ、当該実施年度の1年間を通じて加入してい
る方
- 実施方法

特定健康診査	（集団健診）保健センター
	（個別健診）1市5町実施医療機関
特定保健指導	特定健康診査の結果をもとに、保健師 や管理栄養士が保健指導をします。

人間ドック助成制度

35歳以上で、人間ドックを受診した被保険者に対して
その費用の一部を助成します。ただし、人間ドック受診
日の前年度において年間を通じて被保険者であることが
必要です。
また、受診の前に申請が必要です。
●申請に必要なもの
マイナ保険証又は資格確認書

年金・保険

後期高齢者医療

後期高齢者医療とは、75歳以上の方及び65歳から74歳で一定の障がいがある方（本人の申請に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）が対象になります。

このようなときには14日以内に届け出を

*本人確認書類が必要です。32ページをご覧ください。

	このようなとき	必要なもの
加 入	県外から転入したとき	後期高齢者医療負担区分等証明書・本人確認書類
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止・停止通知書・本人確認書類
	65歳から74歳の方で一定の障害があるとき	年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書・本人確認書類
脱 退	県外へ転出するとき	マイナ保険証又は資格確認書
	生活保護を受けたとき	保護決定通知書・マイナ保険証又は資格確認書
	死亡したとき	死亡した方の資格確認書
	障害認定を受けている方で、障害状態非該当になったとき又は障害認定の申請を撤回するとき	マイナ保険証又は資格確認書
そ の 他	県内で住所が変わったとき	町内の場合 マイナ保険証又は資格確認書・本人確認書類
		町外の場合 本人確認書類（前の資格確認書は転出手続きの際に返還してください。）
	氏名が変わったとき	マイナ保険証又は資格確認書・本人確認書類
	マイナ保険者証又は資格確認書を紛失又は汚したとき	マイナ保険証又は資格確認書・本人確認書類

保険料の決めかた

保険料は、後期高齢者医療制度の安定した財政運営を
図るため、2年単位で費用と収入を見込んで保険料率を
算定し、2年ごとに見直します。
●保険料の計算方法
保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員
が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応
じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

保険料の賦課

保険料は、毎年度4月1日を基準日として賦課します。
賦課決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の
3月31日までの1年間の金額となります。

保険料の納め方

●特別徴収
年金を年額18万円以上受給されている方は、原則とし
て2か月ごとに支払われる年金から天引きされます。た
だし、後期高齢者医療の保険料と介護保険料の合計額
が年金受給額の1/2を超える場合は天引きされず、普通
徴収になります。
●普通徴収
特別徴収の対象にならない方は、口座振替又は納付書
により、町から送付される7月から翌年の3月までの9
回に分けてお支払いいただきます。口座振替の手続きは
36ページをご覧ください。

医療費の自己負担

医療費の自己負担割合は、所得区分に応じて異なりま
す。（被保険者証に記載してあります。）

療養の給付と各種給付の手続き

●療養費の支給
次の場合は、一度医療費の全額を医療機関に支払い、後日保険健康課へ申請してください。保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合には、自己負担分を除いた額が支給されます。なお、審査のため、療養費が支給されるまでには申請から3～4か月程度かかります。

申請に必要なもの（共通）	マイナ保険証又は資格確認書・金融機関の預貯金通帳
このようなとき	必要なもの
急患など、緊急その他やむを得ない事情でマイナ保険証又は資格確認書を持参できなかったとき	医師に支払った費用の領収書・診療報酬明細書（レセプト）
コルセットなど治療用装具を作ったとき	医師の意見書、代金の領収書及び明細書
柔道整復師の施術を受けたとき（※1）	施術料金領収明細書
医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき	施術料金領収明細書、医師の同意書
海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき（※2）	代金の領収書、診察の内容が分かる明細書、日本語の翻訳文、パスポート、同意書

※1 骨折・脱臼により柔道整復師の施術を受けるときには医師の同意が必要です。
また、マイナ保険証等を提示すれば、自己負担分を支払うだけで済む場合があります。
※2 治療目的での渡航、日本国内で保険適用されていない治療については対象になりません。

高額医療費の支給

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後から払い戻されます。自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用します。また、入院時の窓口での支払いは、世帯単位の自己負担限度額までとなります。
通常の場合、高額療養費支給の対象となった診療月の3～4か月後に申請の案内と申請書を送付します。申請書に必要事項を記入のうえ、同封の案内に添って申請してください。なお、一度申請すると次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方に、申請により葬祭費が支給されます。
●申請に必要なもの
マイナ保険証又は資格確認書・会葬礼状など（喪主及び葬祭日の確認ができるもの）・金融機関の預貯金通帳（振込先口座に指定するもの）

人間ドック助成制度

人間ドックを受診した被保険者に対して、その費用の一部を助成します。助成を希望される方は、保険健康課へ事前にお申込みください。
●申請に必要なもの
マイナ保険証又は資格確認書

高齢者健康診査（しいがし健診）

開成町にお住まいの後期高齢者医療被保険者の方は、「しいがし健診」を受診することができます（一部除外あり）。受診を希望される方は、受診券が必要になりますので、保険健康課へ事前にお問い合わせください。
●実施方法
1市5町の指定医療機関での個別健診